○勝浦市中小企業資金の融資に関する条例施行規則

平成６年４月１日

規則第１３号

（趣旨）

第１条　この規則は勝浦市中小企業資金の融資に関する条例（平成６年勝浦市条例第１０号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第２条　この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（金融機関）

第３条　第５条の規定により市長が指定する金融機関は、次のとおりとする。

(1) 株式会社千葉銀行勝浦支店

(2) 株式会社千葉興業銀行鴨川支店

(3) 株式会社京葉銀行勝浦支店

(4) 銚子信用金庫勝浦支店

(5) 房総信用組合大原支店

（預託）

第４条　市長は、前条に掲げる金融機関に対し別に定める金額を預託するものとする。

（融資総額）

第５条　金融機関が中小企業者に融資する総額は前条の金額に金融機関の自己資金の額を加えた額とする。

２　前項に規定する金融機関の自己資金の額は、市長が金融機関と協議して定める。

（据置期間）

第６条　条例別表に掲げる融資期間内において、次の各号に掲げる資金の種類に応じ、当該各号に定める据置期間を置くことができる。

(1) 運転資金　６か月以内

(2) 設備資金　１２か月以内

（償還方法）

第７条　条例別表の割賦返済は、原則として元金均等月賦返済とする。

（担保）

第８条　条例第３条に掲げる担保は金融機関、融資の申込をしようとする中小企業者（以下「申込者」という。）及び保証協会の協議により必要に応じて徴する。

（融資の申込）

第９条　申込者は、勝浦市中小企業融資申込書（別記第１号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 金融機関が定める書類

(2) 保証協会が定める書類

(3) 前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（融資の決定）

第１０条　市長は、前条の申込書の提出があったときは融資の可否を決定し、勝浦市中小企業融資可否決定通知書（別記第２号様式）により申込者に通知するものとする。

（設備完了報告書）

第１１条　設備資金の貸付けを受けた中小企業者は、速やかにその設備をし、勝浦市中小企業融資設備完了報告書（別記第３号様式）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、必要と認めた場合、前項の報告書に別に指定する書類を添付させることができる。

（交付申請）

第１２条　利子補給金の交付を受けようとする中小企業者は、交付手続きに関する一切の権限を金融機関に委任する旨の委任状（別記第４号様式）を金融機関を経て市長に提出するものとする。

２　前項の規定による委任を受けた金融機関（以下「金融機関」という。）は、勝浦市中小企業融資利子補給金交付申請書（別記第５号様式）に利子補給金交付明細書（別記第６号様式。以下「明細書」という。）を添付し、市長に提出するものとする。

（交付決定）

第１３条　市長は、前条の交付申請書の提出があったときはその内容を審査し、交付の可否を決定し、勝浦市中小企業融資利子補給金交付決定通知書（別記第７号様式）に明細書を添付し、金融機関に通知するものとする。

（交付請求）

第１４条　前条の規定による通知を受けた金融機関は、勝浦市中小企業融資利子補給金交付請求書（別記第８号様式）に明細書を添付し、市長に提出するものとする。

（交付）

第１５条　市長は、前条の交付請求書の提出があったときは、金融機関に勝浦市中小企業融資利子補給金一括振込依頼書（別記第９号様式）に明細書を添付して送付するとともに、請求金額を支払うものとする。

２　金融機関は、前項の振込依頼書に基づき、委任を受けた各自の口座に振り込み後市長に対し、勝浦市中小企業融資利子補給金一括振込通知書（別記第１０号様式）に明細書を添付して通知するものとする。

（利子補給金の交付時期）

第１６条　利子補給金は毎年１月１日から１２月末日までに支払った利子について、次条に定める算式によって算定し、翌年３月末日までに交付するものとする。

（不交付）

第１７条　市長は、融資を受けた中小企業者が条例第９条各号のいずれかに該当する場合は、利子補給金の全部又は一部を交付しないことができる。

（利子補給金の算式等）

第１８条　利子補給金の算式は次のとおりとする。

支払利息×（利子補給率／借入金に係る約定年利率）

２　利子補給の率は融資期間が１年以内から５年以内については、年２％以内、５年超１０年以内については年２．４％以内とする。

３　利子補給金額は、１年あたり２５万円までとする。

（委任）

第１９条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成６年４月１日から施行する。

（勝浦市中小企業資金融資運営委員会規則等の廃止）

２　次に掲げる規則は廃止する。

(1) 勝浦市中小企業資金融資運営委員会規則

(2) 勝浦市中小企業融資資金利子補給規則

（経過措置）

３　この規則の施行の際、この規則による廃止前の勝浦市中小企業融資資金利子補給規則第５条に基づき交付される利子補給金について

は同条にかかわらず平成６年３月３１日をもって精算し、交付するものとする。

附　則（平成１０年３月２７日規則第６号）

この規則は、平成１０年４月１日から施行する。

附　則（平成１５年１月８日規則第１号）

（施行期日）

１　この規則は、平成１５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の日前に、改正前の勝浦市中小企業資金の融資に関する条例施行規則の規定により資金の貸付けを受けた中小企業資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

附　則（令和４年２月２８日規則第７号）

この規則は、令和４年３月１２日から施行する。

附　則（令和４年３月２８日規則第２号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和４年３月２８日規則第８号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和６年１月２９日規則第２号）

この規則は、令和６年４月１日から施行し、改正後の勝浦市中小企業資金の融資に関する条例施行規則に規定する利子補給金に係る支払利息については、令和６年１月１日から適用する。

附　則（令和６年９月３０日規則第１３号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記第1号様式(第9条)

申込番号
年第　　号

金融機関受付欄	受付年月日	年　月　日
	金融機関名	

勝浦市中小企業融資申込書

年　月　日

勝浦市長　　様

勝浦市中小企業資金の融資に関する条例に基づく融資を受けたいので、次のとおり申込みます。

申込書	氏名(法人名)	フリガナ		生年月日(法人設立年月日)	明・大・昭・平　年　月　日
				創業年月日	明・大・昭・平　年　月　日
	住所			業種	
		電話番号		市制度借入実績	有・無

種類		1 運転資金 2 設備資金	資金使途
融資機関			事業所の案内図
申込金額		千円	
融資期間		年　か月	
返済方法		据置　か月　割賦・一括	
連帯保証人	住所		
	氏名		
	住所		
	氏名		
	住所		
	氏名		

第2号様式(第10条)

勝浦市中小企業融資可否決定通知書

年　　月　　日

様

勝浦市長

年　　月　　日付けで申込みのあった融資について、次のとおり決定したので通知します。

1　(1)　融　資　金　額　　千円

(2)　融　資　期　間　　年　　か月(うち据置　か月)

(3)　年　　利　　率　　パーセント

(4)　融資金融機関

2　否　　決

理　由

第3号様式(第11条)

勝浦市中小企業融資設備完了報告書

年　　月　　日

勝浦市長　　様

住　所

氏　名(法人名)

勝浦市中小企業資金の融資に関する条例に基づき融資を受け、その設備が完了したので、次のとおり報告します。

申　込　番　号	年第　　号
設　備　内　容	
備　　考	

※契約書の写しを添付してください。

第4号様式(第12条)

委　　任　　状

受任者　住　　所

金融機関名

勝浦市中小企業資金の融資に関する条例の規定に基づく利子補給金の交付申請、交付請求及び受領に関する一切の権限を上記の者に委任します。

年　　月　　日

委任者　住　　所

氏名(法人名)　　印

第5号様式(第12条)

勝浦市中小企業融資利子補給金交
付申請書

年　　月　　日

勝浦市長　　様

ほか　　名代理人

住　　所

金融機関名

勝浦市中小企業資金の融資に関する条例の規定に基づき貸付けを受けた資金について利子補給金の交付を受けたいので、勝浦市中小企業資金の融資に関する条例施行規則第12条の規定により次のとおり申請します。

1　交付申請額　　円

2　件　　数　　ほか　　名分

第６号様式(第12条)

利　子　補　給　金　交　付　明　細　書

（　　年　　月　　日～　　年　　月　　日）　　金融機関名：＿＿＿＿＿＿＿＿

単位　金額：円　年利率：％

番号	利子補給対象者		融資内容					貸付残高		期間中の支払利息額	約定年利率	利子補給率	利子補給額	口座種類及び口座番号	備考
	住　所	氏　名（法人名）	使途	融資金額	融資期間	据置	月返済額	期首	期末						

第7号様式(第13条)

勝浦市中小企業融資利子補給金交
付決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

勝浦市長

年　　月　　日付けで交付申請のあった勝浦市中小企業資金の融資に関する条例の規定に基づく利子補給金の交付を次のとおり決定したので、勝浦市中小企業資金の融資に関する条例施行規則第13条の規定により通知します。

1　交付決定額　　円

2　件　　数　　ほか　　名分

第8号様式(第14条)

勝浦市中小企業融資利子補給金交
付請求書

年　　月　　日

勝浦市長　　様

ほか　　名代理人
住　　所
金融機関名　　印

年　　月　　日付け第　　号で交付決定のあった利子補給金について、勝浦市中小企業資金の融資に関する条例施行規則第14条の規定により次のとおり請求します。

1　交付請求額　　円

2　件　　数　　ほか　　名分

第9号様式(第15条)

第　　号
年　　月　　日

様

勝浦市長

勝浦市中小企業融資利子補給金一
括振込依頼書

年分の勝浦市中小企業資金の融資に関する条例に基づく次の利子補給金を別添の利子補給金交付明細書のとおり各自の口座へ振込みを依頼いたします。

1　利子補給金額　　円

2　件　　数　　ほか　　名分

3　上記金額の支払日　　年　　月　　日

第10号様式(第15条)

年　　月　　日

勝浦市長　　様

住　　所
金融機関名

勝浦市中小企業融資利子補給金一
括振込通知書

　　年　　月　　日付け第　　号で依頼のあった　　年分の勝浦市中小企業資金の融資に関する条例に基づく利子補給金を別添利子補給金交付明細書のとおり各自の口座へ振り込みましたので通知します。

1　利子補給金額　　円

2　件　　数　　ほか　　名分

3　振　込　日　　年　　月　　日

別記第１号様式（第９条）

第２号様式（第１０条）

第３号様式（第１１条）

第４号様式（第１２条）

第５号様式（第１２条）

第６号様式（第１２条）

第７号様式（第１３条）

第８号様式（第１４条）

第９号様式（第１５条）

第１０号様式（第１５条）